

7 母子・父子・寡婦・児童等の福祉

母子・父子・寡婦・児童等の福祉

	事業名	担当	ページ
母子・父子・寡婦対策	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	こども福祉課	60
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金利子補給		
	母（父）と子の集いバスハイク事業		
	母子ホーム運営事業		
	ひとり親家庭相談事業		
	女性（男性）相談事業		
	自立支援教育訓練給付金事業		
	高等職業訓練促進給付金事業		
	子育て支援事業利用料助成金交付	こども育成課	
家庭児童対策	家庭児童相談室運営事業	こども福祉課	60
	助産事業		
	子育て支援ショートステイ事業		
	こんにちは赤ちゃん事業		
保育園・幼稚園・認定こども	保育の実施及び運営	保 育 課	62
	延長保育事業		
	障害児保育事業		
	一時預かり事業		
	私立保育所等経営安定費補助事業		
	私立保育所等施設整備費補助事業		
	私立幼稚園等運営費補助事業		
	私立幼稚園等建設補助金事業		
認可外保育施設補助事業			
こどもプラザ	子育て支援センター事業	こども育成課	64
	休日保育事業		
	病後児保育事業		
	子ども子育て安心ルーム		
つどいの広場	つどいの広場事業	こども育成課	64
ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター事業	こども育成課	64
子育てサポーター訪問事業	子育てサポーター訪問事業	こども育成課	64
児童館等	児童館設置運営事業	こども育成課	66
	放課後児童健全育成事業		
	放課後子ども教室		
	児童遊園管理事業		
	簡易児童遊園設置費補助事業		
	児童育成クラブ設置育成事業		
ながの子育て家庭優待パスポート事業・多子世帯応援プレミアムパスポート事業	ながの子育て家庭優待パスポート事業・多子世帯応援プレミアムパスポート事業	こども育成課	66
子育て支援クーポン事業	3歳未満児家庭サポートクーポン	こども育成課	68
	多子世帯子育てクーポン		
病児保育事業	病児保育事業	こども育成課	68
子どもの権利相談室	子どもの権利相談室「こころの鈴」	こども育成課	68
学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」	学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」運営事業	こども育成課	68
子育てコミュニティサイト「はぐまつ」	子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業	こども育成課	68
多子世帯子育てクーポン事業	多子世帯子育てクーポン事業	こども育成課	68
産後ママ家事支援サービス事業	産後ママ家事支援サービス事業	こども育成課	68

(1) 現状

ア 母子・父子・寡婦世帯の状況

社会情勢の変化とともに母子家庭や父子家庭は少しずつではありますが、増加傾向にあります。その世帯内容については、生別母子・父子（離婚による）が全体の大半を占めています。

母子世帯について母親は生計の維持と子どもの養育という二重の負担を負い、社会的にも、経済的にも、また精神的にも不安定な状態に置かれがちです。

このため専任の母子自立支援員を置き、母子（父子）・寡婦世帯の相談業務を行うとともに、世帯の自立に向けた各種制度の利用に結び付けています。

さらに女性相談員を兼任で配置し、DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談・対応も行っています。

表1 相談状況

年度	3	4	5
相談件数	719	934	960

表2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付状況 (千円)

年度	母子	寡婦	父子	計
3	13件	0件	0件	13件
	10,690	0	0	10,690
4	15件	0件	0件	15件
	7,274	0	0	7,274
5	13件	0件	0件	15件
	9,793	0	0	9,793

表3 利子補給状況 (円)

年度	母子	寡婦	父子	計
3	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0
4	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0
5	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0

イ 要保護児童の状況

本市においても、核家族化や女性就労の増加、地域連帯感の希薄化などにより、家庭や地域の養育機能が弱まり、子どものいる家庭が子育ての不安や悩みを抱えているという厳しい状況があります。

このため専任の家庭児童福祉司、社会福祉主事及び家庭児童相談員を配置し対応しておりますが、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、児童虐待や家庭環境に関する養護相談が増加しています。（表1）

平成17年度から児童の安全確認等の初期対応や、措置が必要なケースの児童相談所への送致等の対応が義務付けられ、さらに、平成18年度には要保護児童対策地域協議会が組織されました。

引き続き児童虐待防止のため、児童相談所をはじめ関係機関との連携を図り、早期発見と早期予防の対応に努めます。また、11月の児童虐待防止月間にはオレンジリボンキャンペーンを展開し市民への啓発を図っています。松本市母子ホーム（母子生活支援施設）については、平成31年4月1日現在6世帯が入所しており、入所者の処遇向上、自立促進に努めています。

表1 相談状況（新規相談）

年度	種別	養護相談		保健相談	障がい児相談	非行相談		育成相談				その他の相談	計
		相見談	環相そ			等相談	触法行為	性相談	不登校	適性相談	しつけ・相談		
3	件数	42	264	16	158	1	1	9	8	0	12	1	512
	比率(%)	8.2%	51.6%	3.1%	30.9%	0.2%	0.2%	1.8%	1.6%	0.0%	2.3%	0.2%	100.1%
4	件数	48	359	6	193	3	1	12	9	0	6	1	638
	比率(%)	7.5%	56.3%	0.9%	30.3%	0.5%	0.2%	1.9%	1.4%	0.0%	0.9%	0.2%	100.1%
5	件数	45	409	0	197	1	0	7	8	0	7	7	681
	比率(%)	7.1%	60.1%	0.0%	28.9%	0.1%	0.0%	1.0%	1.2%	0.0%	1.0%	1.0%	100.4%

ウ 保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育園の内容

保育園は、児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設であり、保育を必要とする子どもを保護者に代わって保育する施設です。

幼稚園は、学校教育法の規定に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う学校です。

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

小規模保育園は、0歳～2歳児を対象とした保育施設で、定員19人以下の少人数で保育する施設です。

一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、「養護」と「教育」を一体的に行い、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培い、生命の保持及び情緒の安定を図るよう、家庭や地域社会と連携します。また、子どもの主体性を重視した柔軟な保育を展開し、子育て支援のために乳幼児の保育に関する相談にも応じます。

保育園の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	市立	私立	合計
施設数	41	3	44
定員	5,701	265	5,966
児童数	3,770	251	4,021

幼稚園の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	市立	私立	国立	合計
施設数	3	6	1	10
定員	400	1,140	90	1,630
児童数	117	798	74	989

認定こども園の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	市立	私立	合計
施設数	0	15	15
定員	0	1,854	1,854
児童数	0	1,660	1,660

小規模保育園の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	市立	私立	合計
施設数	0	7	7
定員	0	128	128
児童数	0	125	125

エ 保育事業

教育・保育を希望するすべての子どもを安全、安心、健やかに保育できる環境づくりのもとに、共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親家庭の増加、核家族化の進展などによる多様化する保育ニーズに対応したきめ細かなサービスの充実を図っています。地域活動事業として、老人福祉施設訪問等世代間交流事業、郷土文化伝承活動等を展開しています。

特別保育事業の中では乳児保育、障害児保育、全園での延長保育、また一時預かり事業に取り組み、一時的、緊急な保育需要に対応しています。

「こどもプラザ」では子育てに関する情報提供や、子育てサークルの育成及び活動交流支援、人材育成等子育て支援事業の一環として育児講座を実施、また、休日保育事業、乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）を実施しています。

オ 保育園・幼稚園及び児童館・児童センターの整備状況

(ア) 保育園・幼稚園

本市には市立の保育園41園、幼稚園3園の計44園あり、児童がより良い保育環境の中で教育・保育を受けられるよう基本計画・実施計画等に基づき年次計画で老朽化した施設の改築を実施しており、令和2年度までに全44園の整備が完了しました。

なお、改築に際しては地域の保育児童数の自然動態及び社会動態等を踏まえ、適正規模で適正配置となるよう配慮しながら整備を図っています。

(イ) 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、地域の18歳未満の子どもを対象にした児童厚生施設です。寿台児童館と内田児童館を統合し、令和6年4月1日から明善児童センターを新設したため、現在26施設を開設しています。今後も計画的な改築や大規模改造を進め、子どもたちの遊びの拠点としての機能や放課後の子どもの居場所の充実を図ります。

児童館		利用時間		休館日
			小学校休業日における当該児童館の利用時間	
児童館	元町・南郷	午後0時30分～ 午後6時30分	午前8時30分～ 午後6時30分	日曜日・祝日及び 12月29日から翌年 の1月3日まで
児童センター	あがた・高宮・沢村・島内・菅野・島立・寿・二子・山辺・今井・田川・和田・新村・芳川・南部・鎌田・浅間・中山・並柳・岡田・筑摩・梓川・波田・明善			

カ つどいの広場事業

乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流や相談ができる場を身近な地域に設置し、安心して子育てができる環境の整備を図っています。平成17年度から開始し、児童館・児童センター20カ所、支所1カ所で設置しています。

キ ファミリー・サポート・センター事業

市内の子育て家庭を支援するために、こども育成課内に事務局を設置し、育児の援助を受けたい方と援助を行っていただける方を会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を有料で実施しています。

ク 子育てサポーター訪問事業

ファミリーサポート事業等を補完する事業として、自宅での保育を希望する家庭にサポーターが訪問して、保育や育児に伴う家事支援等を有料で実施しています。

(2) 母子・父子・寡婦・家庭児童

名 称	目 的	準拠法	開始時期	要 件
				特定要件
母子及び父子並びに寡婦福祉貸付事業	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立の向上と、その生活意欲の助長を図り、その家庭の福祉の増進のための貸付をする。	母子及び寡婦並びに寡婦福祉法		貸付の対象 1 母子・父子家庭 2 父母のない児童またはこれに準ずる児童 3 配偶者のない40歳以上の女子またはその女子と20歳以上の子で構成されている家庭
母子及び父子並びに寡婦福祉資金利子補給	母子及び父子並びに寡婦福祉資金利用者が負担する利子を補助することにより母子・父子家庭の生活の安定を図る。	市要綱	S44.4.1	滞納がなく、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を受け借入金の返済を行った者
母（父）と子の集い バスハイク事業	母子・父子家庭の母・父と子を激励すると共に相互の理解を深め福祉の増進を図る。		S60	松本市ひとり親家庭福祉会に事業委託
母子ホーム運営事業	母子家庭における福祉の向上を図り、自立促進のために生活を支援する施設として設置。	児童福祉法	S23.4.1 (市設置) (28.4.1)	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子で、その女子が監護すべき児童の福祉に欠ける場合
ひとり親家庭相談事業	母子・父子家庭等の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行い、その福祉の増進を図る。	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S28.4.21	相談日 月～金曜日(午前8時30分～午後5時) 場 所 こども福祉課
女性相談事業	女性の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。また、売春防止法の規定による要保護女子について相談指導を行う。	売春防止法 DV法	S32.4.1	相談日及び場所 ① 松本市ジェンダー平等 ・電話相談 火曜・ ・面接相談 午後1時 ② こども福祉課 月～
自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の親が、職業能力の開発のための講座を受講する場合に、その費用の一部を補助する。			
高等職業訓練促進事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を取得するため養成機関に修学する場合、その期間の生活の負担軽減を図り、資格の取得を促進する。	母子及び父子並びに寡婦福祉法	H15.4.1	児童扶養手当支給水準のひとり親家庭
家庭児童相談室運営事業	家庭における適正な児童教育・福祉向上を図るための専門的相談	省令	S47.7.1	家庭における児童の身体的精神的環境的生問題の相談(虐待相談含む)
助産事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けられない者を助産施設に措置入所させる。	児童福祉法	S23.4.1	健康上入院助産が必要、住居が狭いため産まない、分娩の介助者がいない、衛生・環境な分娩ができない者 (国保・社保から支給の分娩費免責)
子育て支援ショートステイ事業	児童の養育が一時的に困難となった場合、当該児童を児童福祉施設に入所させることにより、子育ての支援を行う。	児童福祉法	H8.6.1	市内に居住する18歳未満の児童で、当該児童の保護者が一時的に養育困難となった者
こんには赤ちゃん事業	生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を、各地区の民生・児童委員や主任児童委員がプレゼントを持って訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全育成を支援する。	児童福祉法	H21.4.1	平成21年4月2日以降に誕生した、生後4ヵ月いる全ての家庭が対象
子育て支援事業利用料助成金交付	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、ファミリー・サポート・センター事業利用料及び子育てサポーター訪問事業利用料の半額を助成。	市要綱	H23.4.1	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護費受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯 ③子育て支援医療を除く松本市福祉医療費 ④市民税非課税世帯

所得制限	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申請先	必要書類				
なし	こども福祉課	備付の申請書	1 事業開始資金 2 事業継続資金 3 修学資金 4 技能習得資金 5 修業資金 6 就職支度資金 7 医療介護資金 8 生活資金 9 住宅資金 10 転宅資金 11 就学支度資金 12 結婚資金	口座振替	通年	5年度の状況 母子 13件 9,793,840円 寡婦 0件 0円 父子 0件 0円
			支払の利子相当分			通常
		550,000円	年1回		5年度 550,000円	
		入所申込書	措置入所		通年	5年度の状況 母子ホーム入所世帯 5世帯
						5年度の状況 493件
センター 木曜、第1・3金曜 午前9時～12時、第2・4金曜 午後1時～4時 ～4時（要予約 ただし第2・4金曜日 午後4時～7時） 金曜日（午前 8時30分～午後5時）						5年度の状況 719件 ①ジェンダー平等センター370件 ②こども福祉課 399件
	こども福祉課	申請書等	対象講座の受講料の6割（12,001円以上20万円を上限）	口座振替	通年	5年度の状況 2件 125,318円
			修業期間の全期間（上限4年） 月額 100,000円 市民税課税世帯 70,500円			5年度の状況 6件 3,932,500円
活上の種々の						
室が確保でき 上自宅で安全	こども福祉課	申請書	入所措置費	助産施設への支払	通年	5年度の状況 6件 2,482,230円
なし			-	-	-	5年度の状況 延べ 74人 165泊
までの乳児が						5年度の状況 訪問数 1,040人 訪問率 69.2%
受給世帯	こども育成課	申請書等	利用料の半額（上限：月額1万円）	口座振替	利用月の翌月以降	5年度の状況 延べ62件 185,060円

(3) 保育園

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
保育の実施及び運営	保育を必要とする児童を保育する。	児童福祉法第24条第1項	S23.4.1 市営 S44.10.1以降	保育を必要とする事由 ①居宅内外での労働 ②妊娠出産 ③疾病・障がい ④同居親族等の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職・起業準備 ⑦その他
延長保育事業	通常の保育時間(保育短時間8:30~16:30、保育標準時間7:30~18:30)を超えて保育を行う。		S49.7.1 H8.4.1 H12.4.1	保護者の就労時間等により通常の保育時間迎えない場合
障がい児保育事業	保育を必要とし、かつ心身に障がいをもつ児童について、健常児との統合保育をすることにより、児童の福祉の向上を図る。	市要綱	S52.4.1 (全面改正) H5.1.4	保育を必要とする障がい児で、集団生活が
一時預かり事業	緊急・一時的に家庭保育が困難となる未就園児を保育する。(指定園13園で実施) ※定員に余裕がある場合は、指定園以外でも実施	児童福祉法第6条の3第7項	(H3.5.1) (一部改正) H5.4.1	種別 ①保護者の就労等断続的に家庭保育が困難な場合 ②保護者の傷病等緊急・一時的に家庭保育する場合 ③児童福祉上必要な場合 ④私的理由による場合 対象児童 保育所・幼稚園で保育されている 保育期間 1月15日以内 保育時間 (平)8:30~17:00 (土)8:30~12:30
私立保育所等経営安定費補助事業	私立保育所等の運営費を助成し保育所運営の円滑化を図る。		S50.4.1	対象 認可保育所等 用途 人件費および管理費
私立保育所等施設整備費補助事業	私立保育所等の施設整備費を助成し、保育所施設の整備充実を図る。		S43.10.1 (全面改正) S56.4.1 (一部改正) H27.4.1	対象 認可保育所等 用途 保育所の新築、改築、増築、大規模設備近代化に要する経費
私立幼稚園等運営費補助事業	私立幼稚園等の運営費を助成幼稚園運営の円滑化を図る。	市要綱	S46.4.1 (一部改正) H27.4.1	対象 認可幼稚園等 用途 人件費および管理費
私立幼稚園等建設補助事業	私立幼稚園等の施設整備費を助成し、保育所施設の整備充実を図る。		S43.10.1 (一部改正) H27.4.1	対象 認可幼稚園等 用途 幼稚園の新築、改築、増築、大規模設備近代化に要する経費
許可外保育施設補助事業	許可外保育施設の運営費等を助成し保育所運営の円滑化を図る。		H4.4.1	対象 認可外保育所 用途 人件費および管理費

	申込・申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申込・申請先	必要書類				
	保育課	支給認定申請書兼 入園申込書 市民税通知書 就労証明書 介護等証明等	保育			6年度の状況 (4月1日現在) 公立 41園 児童数 3,770人 私立 25園 児童数 1,559人 ※認定こども園2・3号含む
内に児童を送	在園する 保育園	延長間保育申込書	延長保育		必要な時間	
可能な児童	保育課	支給認定申請書兼 入園申込書 市民税通知書 就労証明書 介護等証明等	保育		必要な時間	入所審査委員会で加配日数 等を判定
難となる場合 育が困難とな ない児童	実 施 保育園	一時預かり事業 申込書	一時預かり		必要な期間	5年度の状況（公立） 南松本保育園他 延利用人数 10,061人 一日平均 43.7人
					前期（6月） 後期（12月）	
模修繕及び施					事業完了後	
	保育課	申請書等	補助金		前期（6月） 後期（12月）	
模修繕及び施					事業完了後	
					前期（10月） 後期（3月）	

(4) こどもプラザ

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
子育て支援センター事業	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に利用することによる交流の場としての機能に加え、育児相談・育児講座等の実施や育児に関する情報を発信し、さらには育児サークルの支援を行う。	市条例	H12.6.1	市内に居住する就学前児童及びその保護者
休日保育事業	休日に保護者の就労等により、保育に欠ける児童の保育を行う。	市要綱	H12.7.1	保護者の勤務等社会的に止むを得ない事由で保育を行うことが困難な市内に居住する、歳以上の就学前児童
病後児保育事業	病気等の回復期であって集団保育が困難な児童の保育を行う。		H12.7.1 一部改正 H21.9.10	①病気等の回復期にあつて集団保育が困難な満1歳以上の就学前児童 ②保護者の勤務等社会的に止むを得ない事 実で保育を行うことが困難な市内居住または に勤務している方
子ども子育て安心ルーム	妊娠、出産から子育て期まで切れ目のない支援、相談の場として、こどもプラザに設置。常駐の子育てコンシェルジュが相談の入口を担う。	市要綱	H28.10.3 (筑摩) H29.4.1 (小宮) H30.4.1 (南郷) H31.4.1 (波田) R5.7.12 (芳川)	市内に居住する就学前児童及びその保護者

(5) つどいの広場事業

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
つどいの広場事業	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流や相談の場として地域の子育て支援機能の充実を図る。	市要綱	H17.4.18	開設場所 芳川・南部・鎌田・浅間・あがた・山辺・村・梓川・寿・菅野・岡田・二子・田川・田・沢村児童センター、寿台児童館、 開設日 月～金 開設時間 9:00～14:00 (芳川の「なんぶ すくすく」は9:00～17:00)

(6) ファミリー・サポート・センター事業

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭に対し、育児支援を行うとともに児童福祉の増進を図る。	市要綱	H7.7.22	育児の援助を受けたい方と援助を行って い員とした相互援助を行う。

(7) 子育てサポーター訪問事業

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
子育てサポーター訪問事業	子育て家庭の自宅にサポーターが訪問して保育や育児に伴う家事支援を行うことにより、地域における子育て環境の充実を図る。	市要綱	H22.7.1	自宅での保育や家事支援を希望する、15歳 育てている家庭

	申込・申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申込・申請先	必要書類				
	こども プラザ 小宮こども プラザ 南郷こども プラザ 波田こども プラザ 芳川こども プラザ	利用申込書				5年度の状況 延べ利用人数 73,673人
により、家庭 利用日現在満1	こども プラザ	登録申込書	保育		必要な時間	5年度の状況 延べ利用人数 446人
な、利用日現 由により、家 保護者が市内	こども プラザ 南郷こども プラザ				必要な期間 (原則1回につ き連続5日 以内)	5年度の状況 延べ利用人数 191人 ※令和6年1月 から登録予約 システム導入
	こども プラザ 小宮こども プラザ 南郷こども プラザ 波田こども プラザ 芳川こども プラザ	-				5年度の利用状況 延べ相談件数 4,376件

	申込・申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申込・申請先	必要書類				
島立・今井・新 中山・高宮・和 四賀支所	-	-				5年度の状況 延べ利用人数 64,664人

	申込・申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申込・申請先	必要書類				
ただける方を会	ファミリーサ ポートセン ター事務局 (こども 育成課 内)	登録申請書	保育		必要な時間	5年度の状況 延べ利用回数 3,257回

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申込・申請先	必要書類				
までの児童を	ファミリーサ ポートセン ター事務局 (こども 育成課 内)	登録申請書	保育、家事支援な ど		必要な時間	5年度の状況 延べ利用回数 2,997回

(8) 児童館等

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
児童館設置運営事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする。	児童福祉法第40条	S23.1.1 (市設置) 41.12.1	運営は指定管理者が26館を管理 指定管理者ごとの管理施設は下記のとおり 1 社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 あがた・高宮・島内・芳川・南部・浅間・筑摩・今井・田川 2 労働者協同組合 ワーカーズコープ 元町・南郷・岡田 3 シダックス大新東ヒューマンサービス 梓川・波田・新村・和田・中山・ 4 特定非営利活動法人 しろがね 沢村
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図る。	市要綱	S52.4.1 要綱告示 H19.3.30	1 対象児童 保護者の就労等により昼間留守となる家庭の小学1年生～6年生までの児童(十分なスペースを確保できない施設は4年生まで) 2 利用料 月額
放課後子ども教室	児童の放課後の居場所として、のびのびと遊び、学べる環境を提供し、児童の健全育成を図る。	児童福祉法 教育基本法 社会教育法等	H20.4.1	1 開催場所 源池小、奈川小、明善小、安曇小、※大野川小 (※令和6年8月21日から実施) 2 利用料 無料(保険料は別途:800円程度/年)
児童遊園管理事業	児童に健全な遊び場を与え、児童を事故から守り、健全育成を図る。	児童福祉法第40条	S23.1.1 (市設置) 39.4.1	設備基準 ① 敷地660㎡(200坪)以上 ② 遊具、ブランコ、滑り台等の標準的設備
簡易児童遊園設置改修事業補助事業	町会等が敷地を確保し簡易児童遊園を設置する事業費、または改修に要した費用の一部を補助し、児童を事故から守り、健全育成を図る。	市要綱	S44.7.1	簡易児童遊園 66.0㎡以上で設置経費が 子供広場 16.5㎡以上で設備経費が チビッコ広場 16.5㎡以上で設備経費が 改修工事 (補助適用は5年に1回)
児童育成クラブ設置育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図る。	市要綱	S54.4.1	補助対象 放課後児童健全育成事業を実施する児童育算出根拠 継続的に利用している小学校1～6年生の児童数を元に、放課後子どもプラン推進事業要綱に基づく「松本市児童育成クラブ運営費要綱」により算出

(9) ながの子育て家庭優待パスポート事業・多子世帯応援プレミアムパスポート事業

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
①ながの子育て家庭優待パスポート事業 ②多子世帯応援プレミアムパスポート事業	子育て家庭を地域全体で支える気運を高めるため、企業・店舗等の協力を得て、子育て家庭を支援する。 28年度からは、全国の協賛店でサービスを受けられるように制度が拡充された。(ただし「多子世帯応援プレミアムパスポート」を除く。)	県要綱	① H22.8.1 (H18.9.1市独自に「わいわいパス事業」開始) ② H27.10.1	①市内在住 18歳未満の子どもを1人以上育及び第1子を妊娠している方の世帯 ②市内在住 18歳未満の子どもを3人以上育

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申請先	必要書類				
り (R6～R10年度管理者) 菅野・並柳・島立・寿・二子・鎌田・山辺 ・センター事業団 株式会社 明善						5年度の状況 27館 (うち児童センター23館) 延べ利用者数 456,738人
	こども 育成課	申請書				5年度の状況 29クラブ 登録者数 (月平均) 3,156人
各教室	こども 育成課	申請書				5年度の状況 延べ利用人数 4,131人
			遊び場		通年	37カ所
20万円以上 10万円以上 5万円以上		申請書	簡易児童遊園 補助率2/3 限度額40万円 子供広場 補助率2/3 限度額30万円 チビッコ広場 補助率2/3 限度額 8万円		事業完了後	5年度の状況 11カ所 2,174,730円補助
成クラブ 登録 業補助金交付 等補助金交付		申請書	補助金			5年度の状況 12クラブ 登録者数 325人

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申請先	必要書類				
てている世帯 てている世帯	こども 育成課 市民課 支所・出張所	① 不要 * 紛失等の場合 のみ申請書が必要 ②交付申請書	パスポートカード 交付 1世帯2枚			5年度の状況 ①カード利用者数 22,012世帯 協賛店舗数 600店舗 (県全体では5,520店舗) ②カード利用者数 2,891世帯 協賛店舗数 108店舗 (県全体では1,087店舗)

(10) 子育て支援クーポン事業

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
3歳未満児家庭サポートクーポン	3歳未満児の子どもを家庭で保育している子育て世帯の経済的および精神的負担の軽減を図るため無料クーポン券の配布を行う。 (令和4年度から配布を開始し、令和5年度から対象事業を追加)	市要綱	R4.4.1	3歳未満児のうち、保育園等に在籍している保護者 (対象事業) ①ファミリー・サポート・センター事業(子育てサポーター訪問事業含む) ②一時預かり事業(令和5年度追加事業) ③子育て支援ショートステイ事業 ④育児ママヘルプサービス事業 ⑤産後ママ家事支援サービス事業 ⑥休日保育事業 ⑦病児・病後児保育事業
多子世帯子育てクーポン	令和5年度から多子世帯の身体的・精神的負担と軽減を図るため、就学前の多子世帯にファミリーサポートセンター事業(サポーター訪問事業含む)の無料クーポン券の配布を行う。	市要綱	R5.4.1	18歳未満の子どもが2人以上いる家庭の子どもがいる世帯の保護者

(11) 病児保育事業

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
病児保育事業	病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない児童の保育を行う。	市要綱	H20.11.1 一部改正 R4.4.1	病状の急変は認められないが、病気の回復期の勤務等止むを得ない事由により、家庭で保難な松本市内に在住又は保護者が松本市内に5カ月から小学3年生までの児童 ※保護者が松本市内に勤務していない塩尻市の児童も対象

(12) 子どもの権利相談室「こころの鈴」

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
子どもの権利相談室「こころの鈴」	子どもの権利侵害に対して相談に応じ、助言や支援を行う。	市条例	H25.7.17	相談日 月～木曜日、土曜日(午後1時～金曜日(午後1時～8時)) 場所 大手事務所2階

(13) 学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」運営事業

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」運営事業	様々な事情で学校に通えない子どもたちへの居場所の提供と相談・学習の支援を行う。		H25.5.1	開所日 水曜日、金曜日(午後1時～6時) 月1回月曜日(午後1時～6時) 場所 浅間温泉1-5-1

(14) 子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業	平成22年度に市民との協働により制作した、官民双方の子育て情報をわかりやすく提供する子育て支援サイト「はぐまつ」の運営を行う。		H22.4.1	

(15) 産後ママ家事支援サービス事業

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
産後ママ家事支援サービス事業	出産後母体の回復期に母親の身体的負担を軽減するため、家事支援を行う。	市要綱	R5.4.1	産後120日までの乳児の母親 (多胎の場合は生後1年までの乳児の母親)

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申請先	必要書類				
ない子どもの保	対象事業により異なる	—	①1時間券20枚 ②半日(4時間)券10枚 ③1泊宿泊券3枚 ④1時間券10枚30分券10枚 ⑤1時間券15枚 ⑥半日(4時間)券10枚 ⑦半日(4時間)券20枚 /こども一人当たり年間			5年度の状況 クーポン利用枚数10,130枚 ※令和6年度からクーポン電子化
で、かつ就学前	ファミリーサポートセンター事務局	—	1時間券10枚/ 世帯当たり年間			5年度の状況 クーポン利用枚数1,076枚 ※令和6年度からクーポン電子化

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申込・申請先	必要書類				
に至らず、保護者 育を行うことが困 働務している生後 ・山形村・朝日村	相澤病院病児保育室、丸の内病院病児保育施設、まつもと医療センター病児保育室、榊川診療所病児保育室	登録申込書 利用申込書 診療情報提供書	保育		必要な期間 (原則1回につき連続5日以内)	5年度の状況 延べ利用人数 1,995人 ※令和6年1月から登録・予約システム導入

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申込・申請先	必要書類				
6時)	—	—				5年度の状況 延べ相談件数 426件

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申込・申請先	必要書類				
	—	—				5年度の状況 延べ利用者数 2,975人

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申込・申請先	必要書類				
	—	—				5年度の状況 ページアクセス数 延べ 96,740件

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備 考
	申請先	必要書類				
	ファミリーサポートセンター事務局	—	日常の家事支援			5年度の状況 延べ利用者61人

令和6年度 松本市保育料（利用者負担額）等について

1 保育料（利用者負担額）についてのお知らせ

- (1) 保育料は、世帯（家計の主宰者（原則ご両親））にかかる市民税額、お子さんの年齢（その年度の4月1日現在の満年齢）、兄弟姉妹の状況等によって決定します。令和6年度の保育料は、8月分までは令和5年度市民税額、9月以降の分は令和6年度市民税額で算定します。市民税額は、調整控除を除く税額控除を加算した額により算定します。
- (2) また、お子さんが何番目かにより保育料が変わります。子どもの数え方は、世帯区分によって対象とする年齢の範囲が変わります。
徴収基準額表の第1～3子の数え方は、下記の対象範囲のうち、年齢の高い順に第1～3子と数えます。

世帯区分（徴収基準額表を参照）	対 象 範 囲
世帯 ①	保護者と生計が同一のお子さん
世帯 ②	保護者と生計が同一のお子さん
世帯 ③	18歳未満（その年度の4月1日現在の満年齢）のお子さん
世帯 ④	特定の施設※に在籍している小学校就学前のお子さん

※「特定の施設」とは、保育園（子ども・子育て支援新制度対象の施設）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（松本盲学校、松本ろう学校）、児童デイサービス（しいのみ学園、療育センターらいふ・みらい）、地域型保育事業に係る施設（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業の助成を受ける施設を指しています。

- (3) ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯の減免が認められる世帯および在宅障害児（者）がいる世帯を指しています。
- (4) 徴収基準額表の（ ）内の保育料は、世帯の18歳未満（その年度の4月1日現在の満年齢）の第3子以降の児童について、長野県子育て支援戦略による追加軽減時の保育料を示しています。
- (5) 延長保育料については、各種軽減は適用されません。

2 満3歳以上児について

- (1) 4月1日時点満3歳以上児の保育料は、令和元年10月より無償化が開始されています。副食費、延長保育料、緊急保育料は無償化の対象外です。
- (2) 延長保育料は、満3歳未満児と同額です。

3 副食費について（3歳～5歳児のみ）

- (1) 公立保育園の副食費は月の給食提供日数に関わらず月額4,500円、公立幼稚園の副食費は月の給食提供日数に関わらず月額3,000円です。私立施設の副食費徴収額、徴収方法等は各施設が定めます。
- (2) 以下の①～③に当てはまる場合、副食費が免除されます。
 - ① 1号（特別利用保育を除く）で出生順（小学校3年生以下と特定の施設※に在籍している子どものうちの出生順が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども
 - ② 2号で同時通園の出生順（特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等については77,101円未満）の世帯の子ども
 - ③ 特別利用保育で同時通園の出生順（特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども
- (3) 公立保育園で、感染症等の理由によって保育の一時停止（食事が提供されない日を除き、連続して6日以上）を行った場合は、副食費の減免を受けられます。翌月15日までに申請を行ってください。（余暇や家庭の都合等による欠食は減免の対象外です。）私立施設については、各施設へご確認ください。

4 特別利用保育について

- (1) 年齢、階層等に関わらず月額8,000円の利用者負担額となります。
- (2) 副食費は月額4,500円です。

満3歳未満児の2・3号認定子ども保育料（利用者負担額）徴収基準額表

(単位：円)

世帯① (市町村民税所得割額 57,700円未満)		満3歳未満児						延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定 義	第1子		第2子		第3子 以降		
		短時間	標準時間	短時間	標準時間			
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0		
C	市町村民税均等割のみ	12,000	14,100	3,600	4,230	0		
D1	市町村民税所得割額 48,600円未満	12,800	14,900	3,840	4,470	0	350	
D2の一部	48,600円以上 ~ 57,700円未満	18,000	22,200	5,400	6,660	0		
世帯②【ひとり親世帯等】 (市町村民税所得割額 77,101円未満)		第1子		第2子		第3子 以降	延長保育料 (月額・30分毎)	
階層	定 義	短時間	標準時間	短時間	標準時間			
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0		
C	市町村民税均等割のみ	5,000	5,000	0	0	0		
D1	市町村民税所得割額 48,600円未満	5,000	5,000	0	0	0	350	
D2	48,600円以上 ~ 69,300円未満	5,000	5,000	0	0	0		
D3の一部	69,300円以上 ~ 77,101円未満	5,000	5,000	0	0	0	700	
世帯③【単独通園】 (市町村民税所得割額 57,700円以上)		第1子		第2子		第3子以降		延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定 義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
D2の一部	市町村民税所得割額 57,700円以上 ~ 69,300円未満	18,000	22,200	14,400	17,760	(12,000)	(16,200)	700
D3	69,300円以上 ~ 97,000円未満	24,500	28,700	19,600	22,960	(18,500)	(22,700)	
D4	97,000円以上 ~ 133,000円未満	37,000	41,200	29,600	32,960	29,600	32,960	
D5	133,000円以上 ~ 169,000円未満	39,500	44,300	31,600	35,440	31,600	35,440	800
D6	169,000円以上 ~ 235,000円未満	45,300	51,900	36,240	41,520	36,240	41,520	
D7	235,000円以上 ~ 301,000円未満	51,000	57,600	40,800	46,080	40,800	46,080	1,100
D8	301,000円以上 ~ 397,000円未満	54,000	60,600	43,200	48,480	43,200	48,480	
D9	397,000円以上	56,000	62,600	44,800	50,080	44,800	50,080	
世帯④【同時通園】 (市町村民税所得割額 57,700円以上)		第1子		第2子		第3子以降		延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定 義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
D2の一部	市町村民税所得割額 57,700円以上 ~ 69,300円未満	18,000 (12,000)	22,200 (16,200)	5,400 (3,000)	6,660 (5,100)	0	0	700
D3	69,300円以上 ~ 97,000円未満	24,500 (18,500)	28,700 (22,700)	7,350 (6,250)	8,610 (8,350)	0	0	
D4	97,000円以上 ~ 133,000円未満	37,000 (31,000)	41,200 (35,200)	11,100	12,360	0	0	
D5	133,000円以上 ~ 169,000円未満	39,500 (33,500)	44,300 (38,300)	11,850	13,290	0	0	800
D6	169,000円以上 ~ 235,000円未満	45,300 (39,300)	51,900 (45,900)	13,590	15,570	0	0	
D7	235,000円以上 ~ 301,000円未満	51,000 (45,000)	57,600 (51,600)	15,300	17,280	0	0	1,100
D8	301,000円以上 ~ 397,000円未満	54,000 (48,000)	60,600 (54,600)	16,200	18,180	0	0	
D9	397,000円以上	56,000 (50,000)	62,600 (56,600)	16,800	18,780	0	0	

※4月1日現在の満年齢で決定します。
 ※延長保育料は満3歳以上児も同額です。